

豊田合成トレフェルサ ファンクラブ会則

第1条（名称）

本会は、「豊田合成トレフェルサ ファンクラブ」と称します。

第2条（目的）

1. 本会は、豊田合成株式会社に所属する、男子バレーボール部「豊田合成トレフェルサ」を応援するファンクラブ組織です。
2. 会員に対して様々な特典や優待を提供することにより、豊田合成トレフェルサの応援活動の活性化を図ることを目的としています。

第3条（事務局）

豊田合成トレフェルサ ファンクラブ事務局（以下、事務局）は、豊田合成株式会社内に設置いたします。

第4条（会員資格）

1. 会員は日本国内に住居を有する方を対象とします。
2. 会員は、本会の会員資格を第三者へ譲渡することは出来ません。

第5条（入会手続き）

1. 本会へ入会を希望する方は、本会則に同意の上、事務局へ、所定の申し込み方法にて入会の申し込みを行うこととします。
2. 本会の入会手続きは、前項による申し込み後、事務局が年会費の納付を確認し、入会登録処理を完了した時点で会員となります。

第6条（会費）

1. 本会の年会費は、3,000円とします。
2. 入会費は無料とします。年会費は所定の金額を所定の方法により本会へ支払うこととします。
3. 支払い済みの年会費は第11条における退会の場合も含め、いかなる理由であっても返金いたしません。

第7条（会員特典）

会員は、本会が別途定める各種の特典を受けることができます。

第8条（会員証）

1. 事務局は入会手続きが完了した会員に対し、会員証を発行、送付します。
2. 会員は、会員証を厳重に管理するものとし、第三者にこれを譲渡または貸与することはできません。
3. 会員は、事務局より会員証の提示を求められた場合には、すみやかにこれを提示するものとします。事務局は、会員が会員証を提示しない場合、会員特典の利用をお断りすることがあります。

4. 会員は、会員証を紛失または盗難にあった場合は、すみやかに事務局へ連絡するものとします。
5. 会員証の紛失、盗難、滅失その他の理由により、会員が会員証の再発行を希望する場合、事務局は所定の手数料（1,000 円）を申し受けた上で、会員証を再発行します。

第9条（届出事項の変更）

1. 会員は、届出事項（住所・氏名・電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに本会へ届け出るものとします。
2. 会員が前項の届出をしないことにより、本会からの送付物等が延着または不着となった場合、本会は一切の責任を負いません。

第10条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期限は、第5条における会員となった日から次に到来する8月末日までとし、有効期限をもって会員資格を喪失するものとします。

第11条（退会）

1. 会員は、所定の手続きを行うことにより、随時、本会を退会することができます。
2. 会員が、本会則に違反する行為、その他本会の運営の妨げとなる行為を行った場合、本会は、当該会員に対して退会等の処分を行うことができるものとします。

第12条（会員に関する情報の取扱い）

1. 本会は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報等、会員に関する情報（以下「個人情報」といいます）を適切な方法により取得するものとし、当該情報の保護のために必要かつ適切な措置を講じます。
2. 本会は、個人情報を以下の目的のために利用します。
 - (1) 本会の運営、活動、および本会が取り扱う商品・チケット情報やイベント情報等の案内
 - (2) 前号の目的のために必要な範囲での個人情報の第三者への提供（発送物等の印刷・発送業者、本会の公式ホームページのシステム構築・運営会社、年会費の決済時の委託業者等）
3. 前2項に定める他、会員の個人情報の取り扱いについては、豊田合成株式会社が定める「個人情報保護方針」に従います。

第13条（本会則の変更）

1. 本会は、本会則の内容を随時変更することができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 変更後の本会則は、本会の公式ウェブサイト（<http://tg-sports.com/trefuerza/>）に表示された時点から、その効力を生じるものとします。

附 則

この会則は、平成28年8月1日から施行します。